

伊賀市議会政務活動費明細書

伊賀市議会議長 様

報告者
議員名

根井 弘子

支出項目

調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費
人件費・事務所費

(該当項目に○をつけて下さい)

内 容

日付	明細	領収書等の 金額 (円)	按分率	金額 (円)
5/1	業務委託	30,000		30,000
10/2	業務委託	30,000		30,000
/				
/				
/				
/				
/				
計				60,000 円

領収書

発行日： R5年5月1日

桃井 弘子 様

¥30,000-

但し、業務委託料 として
上記、正に領収いたしました

印紙

内 訳
税抜金額
消費税等



領収書

発行日： R5年10月2日

桃井 弘子 様

¥30,000-

但し、業務委託料 として
上記、正に領収いたしました

印紙

内 訳
税抜金額
消費税等



業務委託契約書

桃井弘子（以下「甲」という。）と■■■■■（以下「乙」という。）とは、業務の委託に関し、以下のとおり本契約を締結する。

第1条（業務の委託と範囲）

1 甲は、下記の業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

記

- (1) 政治情報の提供やその記事のスクラップ
- (2) 経済情報の提供やその記事のスクラップ
- (3) その他、上記に付随する業務

以上

2 本件業務の成果物（以下「本件成果品」という。）と納入期限は、下記のとおりとする。

記

- (1) 成果品は、紙やメールまたはデジタルデータで納品する。
- (2) 納入期限は、9月末日と3月末日。ただし適時適切な情報はその限りでない。

以上

第2条（業務の遂行）

1 乙は、善良なる管理者の注意をもって本件業務を遂行する。甲は、乙による本件業務の遂行に必要な協力を行う。

2 乙は、本件業務の遂行に関して、適用のある法令、監督官庁の告示・通達及び業界の自主ルール等を遵守し、知的財産権等の第三者の権利を侵害しない。

3 乙は、甲から求められた場合、甲に対して本件業務の遂行状況を速やかに報告する。

4 乙は、甲から求められた場合、本件業務の完了又は本契約の終了後、合理的に必要な範囲で、甲又は甲が指定する第三者に対して、本件業務の引継ぎを行う。

第3条（納入及び検収）

1 乙は、甲に対し、納入期限までに、本件成果品を納入する。

2 前項により乙が本件成果品を納入した場合、甲は、本件成果品を速やかに検査し、検収期間日以内に検査の結果を乙に通知する。

3 検査の結果が不合格の場合、乙は、甲の指示に従い、自らの費用負担において、速やかに本件成果品を修補し又は代替品若しくは不足分を納入する。

4 甲が乙に対して合格を通知した時又は甲に検査の結果を通知しないまま本条第2項の期間が経過した時に、本件成果物の検収が完了したものとみなす。

5 前項による検収完了時に、本件成果品の所有権及び危険負担は甲に移転する。

第4条（契約不適合責任）

1 甲が、検収の完了した本件成果品の種類又は品質が本契約の内容に適合していないことを知った時から1ヶ月以内に、乙に対して、その旨を通知した場合には、甲は、乙に対して、本件成果品の修補、代替品若しくは不足分の引き渡しを請求することができる。

2 前項の場合において、不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

3 前2項の規定は、甲による解除権の行使及び乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第5条（委託料）

1 本件業務の委託料は、月額5,000円（消費税別）とする。

2 委託料の支払日は、令和5年5月1日と令和5年10月2日に半年分を先払いするものとする。

3 甲は、乙に対して、本条第1項で定めた金額を、本条第2項で定めた日付までに、現金若しくは乙の指定する銀行口座に振り込み支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

4 本件業務に要した費用（合理的な範囲に限る。）は、甲の負担とする。

第6条（再委託）

乙は、本件業務の全部又は一部を、第三者に再委託することができない。但し、甲の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

第7条（権利の帰属）

1 本件業務の遂行に関して生じ、又は本件業務の成果に係る知的財産権は、甲に帰属する。知的財産権（以下「本知的財産権」という。）は、乙に帰属する。但し、汎用的に利用できるモジュール等に係る知的財産権は、乙に帰属する。

2 乙は、本件業務の成果について、甲又は甲が指定する第三者に対して、著作権人格権を行使しない。乙は、甲による本件業務の成果の利用に際して、本知的財産権を利用することを、無償かつ非独占的に許諾する。乙は、本件業務の成果について、甲又は甲が指定する第三者に対して、著作権人格権を行使しない。

3 本条において、「知的財産権」とは、特許権、意匠権、実用新案権、著作権（著作権法27条及び28条に規定する権利を含む。）、商標権及び営業秘密を含むが、これらに限られない。

4 本条に伴う権利移転利用許諾等の対価は、本件業務の委託料に含まれるものとする。

第8条（秘密の保持）

1 甲及び乙は、本契約の履行にあたり、相手方より開示を受けた情報、情報源、書式、エビデンスやファクト、情報公開による資料などの一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、善良な管理者の注意をもってその秘密を保持するものとし、第三者に開示若しくは漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的に利用しない。但し、開示を受けた当事者が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 開示を受けたときに既に保有していた情報
- (2) 開示を受けたときに既に公知であった情報
- (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (5) 開示を受けた後、開示を受けた情報に関係なく独自に創出した情報

2 甲及び乙は、相手方から開示を受けた秘密情報を含む記録媒体、物件及びその複製物について、不要となった場合又は相手方の請求がある場合には、相手方の指示に従い、返還、消去又は廃棄その他の必要な処理を行う。

3 甲及び乙は、法令に基づき秘密情報の開示が義務付けられた場合には、事前に相手方に通知し、開示につき可能な限り相手方の指示に従うものとする。

4 本条項に規定する義務は、本契約終了後も1年間有効に存続する。

第9条（個人情報の保護）

乙は、本件業務に関連して甲から開示された個人情報について、個人情報保護法の規定に則って取り扱うものとする。

第10条（本契約の解除）

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれか一つに該当した場合は、通知又は催告なしに、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の条項に違反した場合であって、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、違反が是正されないとき
- (2) 約定の期間内に本契約上の義務を履行する見込みがない場合
- (3) 重大な契約違反又は背信行為があった場合
- (4) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けた場合
- (5) 支払停止若しくは支払い不能の状態になったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (6) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別精算開始の申立てを受け、又は自ら申立てた場合

(8) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく義務の履行が困難になるおそれがあると認められる場合

(9) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をした場合

(10) 合併その他の組織再編又は株主構成若しくは役員の変動等により実質的支配関係が変化した場合

(11) その他、前各号に準ずる事由その他本契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合

第11条 (中途解約)

甲は、本契約の有効期間中であっても、乙に対して解約日から契約期間満了日までの業務委託料相当額を違約金として支払うことにより、本契約を中途解約することができる。

第12条 (損害賠償等)

甲又は乙は、本契約の条項に違反した場合には、違反により相手方に生じた損害を賠償する。

第13条 (本契約の有効期限)

1 本契約の有効期限は、契約締結日 2023 年 4 月 1 日 から起算し、契約月数 12 ヶ月 2024 年 3 月 31 日までとする。但し、期間満了の前日 1 月前までに双方から別段の意思表示がなされない場合、同じ条件でさらに 12 ヶ月間更新され、その後も同様とする。

2 本条、第 7 条 (権利の帰属)、第 8 条 (秘密の保持)、第 12 条 (損害賠償等)、第 15 条 (誠実協議) 及び第 16 条 (管轄裁判所) の規定は、本契約が終了した後も、効力を有するものとする。

第14条 (権利義務の譲渡禁止)

甲及び乙は、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務を、他に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならない。

第15条 (誠実協議)

本契約に定めのない事項について又は本契約に疑義が生じた場合は、両当事者誠実に協議の上、円満に解決する。

第16条 (管轄裁判所)

本契約に関する紛争については、裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本契約書を2通又を作成し、各当事者が記名押印の上、各自保有する。

2023年4月1日

甲 桃井弘子

住所 三重県伊賀市畑村 186 番地



乙

住所



議会運営実務のポイント

全国町村議会議長会議事調査部参与 平野 誠

1 はじめに

現在、多くの議会事務局では行財政改革の名のもとに職員が削減されており、令和3年の調査では、町村議会の事務局職員は2.6人、市議会の事務局職員は、人口10万～20万人未満の市議会で8.6人、5万～10万人未満の市議会で5.9人、5万人未満の市議会では4.5人となっています。議長や議員の研修では、議会基本条例に議会事務局体制の充実、強化を定めたなら、執行機関側にもっと働きかけるべきだと話をしていますが、現実はかなり厳しいものとなっています。

このような状況ではありますが、議会事務局の事務は、意外と幅広く、議員から要求されることも多いえ、団体意思を決定する議決機関の職員として議事運営を間違えることはできません。また、本会議、委員会の開会中は、議長、委員長を補佐し、助言するため、短時間に的確な判断が求められます。そのため、かなりの緊張を強いられ、私の経験では、会期が終わり体重を量ると2キロほど減っていたこともあります。

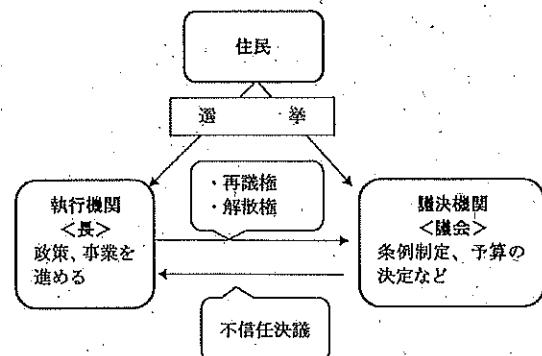
議会事務局の職員は、議長から任命されますが、首長部局等からの出向という形であり、数年で異動していく中で、短時間にスキルを上げていくことが求められます。講義は、そうした議会事務局の職員の方々の一助になればと思い、1日かけて地方議会の仕組み、議会の権限、会議原則、議会の組織、本会議・委員会の運営、最近の議会に係る課題などのポイントを説明したものです。誌面の制約もあり、本稿では、「議会運営実務のポイント」のポイントという内容になっていることをはじめに

お断りさせていただきます。

2 地方議会の仕組み

「議員も首長もそれぞれが住民の選挙で就任した公選職であり、独任制の首長が執行機関、会議体の議会が議事機関となり、お互いが切磋琢磨して当該普通地方公共団体の住民福祉の向上を目指していくという、いわゆる「二代表制」が現行の地方自治の体制である」大まかに言うところのように説明できると思います。この仕組みは、中高の社会科や政治経済の授業で勉強してきた内容ですし、ほぼすべての職員の方がある程度は理解していることですが、長、議会、住民の関係がよく理解できていないと議会の権限や会議原則の理解が進まないことになります。なんとなく知っているのではなくてきちんと理解しておくことが大切であると思います。議会、長、住民の関係を図にいたしましたので参照いただければと思います。

このような問い合わせがありました。「一般質問の内容について一番知っているのが〇〇議員なので、町長が自分の答弁の後に、〇〇議員に答弁してもらいたいと言っている。法や会議規則でだめ



イノベーションとは?ビジネスにおける定義や課題を解説

Great
Place
To
Work

更新日 2022.08.23 | 2022.08.22

0574

近年、労働人口の減少や労働環境の変化など、ビジネスの世界は急速に変化しています。そうした中イノベーションの必要性が叫ばれていますが、そもそもイノベーションとは何か、漠然としか分かっていないという人も多いのではないでしょうか。イノベーションの意味を正しく理解すれば、本来の使い方は技術の分野だけで収まるものではないことがわかります。

そこで本記事では、イノベーションの概要やビジネスにおける定義を理解したうえで、シュンペーターのイノベーション理論など、4つのイノベーションについて詳細に解説します。また、今なぜイノベーションが注目されているのかについて、成功事例を紹介するとともに検討していきます。

目次

イノベーションとは

4人のイノベーション理論

イノベーションが注目されている3つの理由

イノベーションを起こすには企業はどうあるべきか

働きがいを重視した経営はイノベーションと深い関連性がある

イノベーションの成功事例

【社説】 少子化を克服する道筋も財源も見えない

2023/6/2 19:05 | 日本経済新聞 電子版



こども未来戦略会議で発言する岸田首相（1日、首相官邸）

厚生労働省の人口動態統計によると、2022年の日本人の出生数は過去最少の約77万人だった。15年は100万人を超えており、7年で20万人以上も減った。1人の女性が生涯に産む子どもの数を示した合計特殊出生率も過去最低の1.26だ。

こうした状況に歯止めをかけようと、政府は少子化対策の拡充に向けた「こども未来戦略方針」の素案を示した。児童手当の所得制限の撤廃や第3子からの増額、育児休業給付の拡充などを盛り込んだ。ただし踏み込みが甘く、若い世代の将来への不安を拭うものとは言いがたい。

まずは内容だ。少子化の大きな要因は未婚化・晩婚化であり、経済的な不安定さが背後にある。基本理念として「若い世代の所得を増やす」を掲げたのは評価できるが、賃金の引き上げや労働市場改革をどこまで貫徹できるのか。長年、課題にあげられてきただけに、着実な実行が求められる。

個々の対策には多様なメニューが並ぶが、児童手当など現金を配る対策が前面に出ている。経済的支援も大事だが、共働きしやすさも大切だ。「共働き・共育て」に向け、女性に偏っ

工業用水道事業の現状と今後の方向性について

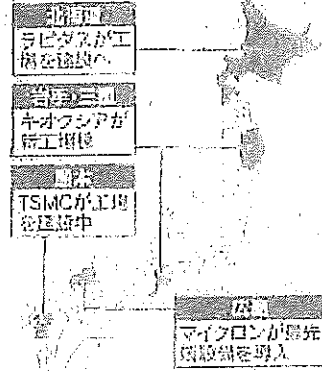
2023年6月28日

地域経済産業グループ

工業用水新設に補助金

経産省 半導体工場誘致後押し

半導体の国内投資で水不足が高まる



経産省は地方自治体と連携し、水不足が懸念される工業用水の供給確保に努める。熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。

熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。

熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。

熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。

熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。

熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。

熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。

熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。

熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。熊本県は、半導体工場誘致に力を入れている。

「住」の時代を今こそ

2023/8/1付 | 日本経済新聞 朝刊

世界幸福度ランキング、SDGs（持続可能な開発目標）達成度ランキングともに1位の国、フィンランド。人口は約560万人にすぎず、多くの人は夏休みを3～4週間とる。

ただ、国際通貨基金（IMF）の統計によると、1人あたり名目GDP（国内総生産）は5.4万ドル。3.5万ドルの日本の1.5倍である。自然と共存しながら、経済成長とゆとりを両立させている。

大使館上席商務官のラウラ・コピロウ女史によれば、日々の生活にあつての優先度は、衣食住でなく「住食衣」の順。冬が長く家に閉じこもる時間が長いこともあって、最もこだわるのは住まいだ。季節の変化に応じて、衣類の衣替えではなくインテリアの衣替えを楽しむ。

1970年代から80年代の日本のサラリーマンは、GDP第2位の国のオフィスから夜遅く「兎（うさぎ）小屋のわが家に帰る」と、欧米でしばしば揶揄（やゆ）された。寝に帰るだけの家。衣食住の順番通り、住は後回しだった。豊かさの最後のターゲットとしていま求められているのは、やはり住だ。高層、豪華ではない。ゆとりある生活空間としての住まいだ。

新型コロナウイルス禍を機に、仕事でも学習でもレジャーであっても、ステイホームでの時間が増えてきた。生活基盤として、ゆとりある居住空間への願望は潜在的に高まっている。

いま全国の住宅の7戸のうち1戸は空き家（総務省調べ）。まず空き家を活用することだ。地方分散もある。分散といっても不都合なほど遠いところへの分散ではない。日本の国土は米カリフォルニア州一州より狭い面積だし、今後、交通通信網のさらなる展開があろう。山や川が多いにしても時間距離はますます縮まる。地方の活用はリスク分散、国土の安全につながる。地方あつての日本である。

欧米景気の反映に頼ってばかりいてはいけな——。70年近く前、終戦後復興期の日本経済についていわれたことである。世界経済のブロック化懸念がある今日、反映景気頼みや国力を劣化させる自国通貨安依存を脱し、自らの力で成長するには住宅を起点とする内需の喚起が有効ではないか。少子化対策の一助にもなるだろう。住宅発の需要拡大が全国的に展開されることを期待したい。

（一礫）

1. 目的【経営理念】

1 伊賀地域の素晴らしい自然環境や豊かな大地の恵みと、おもてなしの心をもって、訪れるお客様に癒しの空間を提供し、健康増進を図ると共に、地域住民からも愛され、全ての利用者から満足いただける温泉を目指します。

2 全てのお客様が常に快適に利用していただけるよう、各種事業を通じて最高のサービスを提供します。利用者の意見を管理運営に反映させることで顧客満足度の向上を目指します。

3 温泉施設とその関連施設の管理運営を通じ、地域の温泉として住民の健康福祉の増進、産業、観光の振興、雇用の創出、地域間・世代間・福祉的交流の場として、地域の振興、発展に貢献します。各種事業やイベントを通じ地域との連携強化を図ります。



【社説】 待機児童減も喜ぶのは早計だ

2023/9/1 19:00 | 日本経済新聞 電子版



子どもがすくすくと育つ環境を整えたい

希望しても保育所などに入れない待機児童の数が4月1日時点で、2680人となった。前年より264人少なく、5年連続で過去最少を更新した。近年のピークだった2017年に比べると、10分の1の水準だ。

ただ、まだ喜べる状況とはいえない。各地で施設整備が進んだというプラスの要因がある一方、加速する少子化で想定以上に子どもの数と申込数が減った、という面もあるからだ。

家に近い特定の園のみを希望して断られた、などの理由で入れなかった「隠れ待機児童」も約6万6千人いる。あくまで4月時点の数字であり、年度途中に入りたい子どもの数などは含まれない。

安心して子どもが通える園が身近にあってこそ、若い世代も安心して家族を持ち、仕事と子育ての両立に踏み出すことができる。

25～44歳の女性の就業率は上昇傾向にあり、共働きの割合も増えている。若い世代の意欲をくじくことがないように、地域のニーズをしっかりと見ながら、必要な整備は引き続き進めた

パート依存に2030年の壁

2023/10/3付 | 日本経済新聞 朝刊

低賃金と柔軟な勤務形態で企業経営を支えてきたパート労働者の市場が転機を迎えている。岸田文雄首相が最低賃金について「2030年代半ばに1500円」という現行の5割アップの目標を掲げ、25年以降、中小企業のパートも社会保険への加入が義務づけられる公算が大きい。

パート労働者については、一定の年収を超えると社会保険料の負担などが生じる「年収の壁」を緩和する補助制度がスタートする。基本給の引き上げなどを条件に社会保険料の負担分を1人50万円を上限に助成する仕組みだ。

毎年、年末にかけて「年収の壁」のためパートの就労調整に迫られローテーションが組めず人手不足に陥ってきた企業には朗報だろう。パート労働者も収入増につながる。

ただ3年程度の時限措置であることに注意が必要だ。25年には年金制度改革が控えている。すでに来年10月から従業員数51人までの事業者に厚生年金への加入義務を拡大することが決まっているが、50人以下の事業者にも拡大することが検討されている。

3年後に助成金がなくなっても、多くのパート労働者は年収を減らす選択をしない限り、厚生年金や健康保険に加入して保険料を負担することになるだろう。それは企業負担分の増加にもつながる。

現在時給1000円のパートの件費を単純化して試算してみよう。首相の公約がそのまま実行されれば最低賃金は毎年3~4%上昇し、2030年には賃金だけで1300円程度に上がる。

社会保険料については、会社が給与の15%程度を負担するので約200円が上乗せされる。つまり時給1000円の件費が、社会保険料の負担も含めると5割増えて1500円に膨らむ。

いまより5割高い件費を前提にして、どれだけの企業がパート依存の経営を維持できるだろうか。「年収の壁」がなくなればより時給の高い職場への転職も増えるだろう。パート依存度が高い小売業や飲食業、宿泊業などが人手に頼らない経営への転換に迫られることは間違いない。

ミクロでみると経営難に直面する会社も出てくるだろう。だが競争原理で新陳代謝が進む方がマクロ的には健全だとも言える。省人化のデジタル化投資も増えるだろう。挑戦を促す変化は悪いことばかりではない。

(大愚)

【社説】この経済対策では将来不安が増すだけだ

2023/11/2 19:05 | 日本経済新聞 電子版



閣議決定した総合経済対策について記者会見で説明する岸田首相（2日、首相官邸）

岸田文雄政権の迷走の産物という印象が濃い。国民の将来不安はむしろ増すばかりではないか。

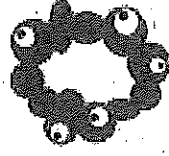
政府は総合経済対策を閣議決定した。所得税・住民税の定額減税、住民税非課税世帯向けの給付金、ガソリン価格や電気・ガス料金の抑制策の2024年4月末までの延長などを合わせた規模は17兆円台になる。依然として大盤振る舞いの内容といわざるをえない。

首相は記者会見で「現下の最優先はデフレから脱却し経済を成長経路に乗せることだ」と述べ、政策を総動員して国民の可処分所得を上げると強調した。だが、対策にはタイミングや効果などの面で多くの疑問を禁じ得ない。

典型が首相の唐突な指示で決まった所得税減税だ。22年度までの2年で増えた所得税・住民税の税収約3.5兆円を「国民に適切に還元する」と銘打ち、1人当たり合計4万円を減税する。これまで数年の巨額の経済対策の影響もあり、国の歳入は歳出を大幅に下回る。税収が増えたからと早々に負担軽減に回すのは不適切だ。



2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博） 取組状況について



OSAKA, KANSAI, JAPAN
EXPO
2025



公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会

2023年11月



1. 災害に屈しない県土づくりのための防災・減災、国土強靱化の強力

かつ計画的な推進

(内閣官房、総務省、財務省、国土交通省)

- 1 地方自治体が中長期的な見通しのもと、強力かつ計画的に防災・減災、国土強靱化を推進するため、資材価格の高騰や賃金水準の上昇も踏まえ、必要かつ十分な予算を確保するとともに、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、5か年加速化対策後も、必要な予算・財源を継続的かつ安定的に別枠で確保すること。
- 2 災害発生時における地方自治体への迅速な支援に加え、地域の防災・減災、国土強靱化を加速化するため、地方整備局等の人員の確保・充実を継続的に図ること。
- 3 地方自治体が国土強靱化に資する対策を円滑に進められるよう、緊急浚渫推進事業や緊急自然災害防止対策事業、緊急防災・減災事業等の地方債の延長を図ること。

《現状・課題等》

- 1 甚大な被害が想定される南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害など大規模な災害が、いつ、どこで発生してもおかしくない状況が続いており、災害への備えとして国土強靱化は、待ったなしの状況にあります。

本県では、災害に屈しない県土づくりに向けて、緊急輸送道路における法面・盛土の土砂災害防止対策や橋梁の流出防止対策、河口部の大型水門・樋門等の耐震化、越水しても壊れにくい粘り強い堤防強化対策等について、県独自の「5年後の達成目標」を策定し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下「5か年加速化対策」とします。）等を活用し対策を強力かつ計画的に講じています。

本目標は、国土強靱化予算が同水準で5年間継続することを前提に目標を設定しているため、必要かつ十分な予算を、通常の予算とは別枠で計画的・安定的に確保することが必要です。

本年6月には、改正国土強靱化基本法が議員立法で成立し、計画期間や事業規模等を示す国土強靱化実施中期計画の策定が盛り込まれるなど、引き続き国土強靱化の施策に取り組むことが法定化されました。地方自治体が中長期的な見通しのもと、強力かつ計画的に防災・減災、国土強靱化を推進するためには、5か年加速化対策後も、引き続き、必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保することが必要です。

- 2 TEC-FORCEは、大規模自然災害への備えとして、迅速に地方自治体等への支援が行えるよう、平成20（2008）年4月に創設され、各地方整備局等の職員が活動しています。

平成23（2011）年の紀伊半島大水害では、国土交通大臣の指示のもと、発災直後からTEC-FORCEとして専門知識を有する職員の派遣や災害対策用資機材の広域運用を開始し、発災後約1ヶ月の間にのべ4,300人を超える体制で、被災した三重県、奈良県、和歌山県において、被災状況調査、現地対策本部の運営支援、大規模な土砂災害等に対する高度技術支援、応急対策・被害拡大防止が実施されました。

地方整備局等の定員は、この4年間は微増したものの、発足時の約20年前に比べ2割以上も減少しており、自然災害が激甚化・頻発化しインフラ老朽化が急速に進む中、災害発生時におけるTEC-FORCEの地方自治体への迅速な支援に加え、地域の防災・減災、国土強靱化を加速するための支援の充実が不可欠であり、地方整備局等の更なる人員の確保が必要です。

診療報酬改定は実態把握から

2023/12/1付 | 日本経済新聞 朝刊

年末に向けて本格化する2024年度予算編成で目玉となるのは、2年に1度行われる医療の診療報酬改定だ。

医療の値段は市場で決まるのではなく、われわれが支払う保険料や税金を基に決められる「公定価格」である。医療行為や薬の価格は公定の報酬単価として決まる。全容はいわば分厚い「電話帳」のようなものだ。

改定は、上げを主張する医師会と、下げを主張する財務省の綱引きとして報道されがちだが、日本の経済社会に大きな影響を与えることなのだから、問題を矮小（わいしょう）化してはならない。公定価格の変更は、医療を提供する病院・診療所（開業医）の経営実態、それを支払う国民を取り巻く経済環境を考えて決めなければならない。

ひと口に医療機関といっても、病院と診療所では実態が大きく異なる。病院では医師の過労死が問題になり、数多くいる看護師の処遇も十分ではない。新型コロナウイルス禍の下では、奮闘する看護師のボーナスカットをした病院で大量退職問題が発生したこともあった。

一方、診療所では院長の平均年俸は約3000万円とする推計がある。これは世の常識からすると高い水準だ。

財務省が全国の財務局を通して実施した調査でも、22年度の診療所の経常利益率は8.8%で、全産業ないしサービス産業の平均3.1~3.4%を大きく上回る。19年度から22年度にかけて、消費者物価の上昇3%（年平均1%）に対し、診療所の診療報酬は14%（年平均4.3%）上昇した。直近では光熱費高騰の影響が指摘されるが、医療機関の経費に占める光熱費は約2%にすぎない。

こうした実情をふまえ、財政制度等審議会（財務相の諮問機関）の建議は、診療所の報酬単価を5.5%程度引き下げるよう求めた。現役世代の保険料負担は年2400億円ほど軽減される（年収500万円の場合、5000円相当の軽減）。政府はインフレに苦しむ国民の負担を少しでも下げようとしているのだから、平仄（ひょうそく）が合う。

待ったなしである病院への資源投入は、医療費全体の見直しを通して行うべきだ。国民の負担と病院の実情を考えれば、診療所の報酬単価引き下げは十分に合理的である。

（与次郎）

新年「とんでも予想」

2024/1/5付 | 日本経済新聞 朝刊

新春は経済・市場予想がことのほか注目される時期である。米ウォール街の指南役とされたパイロン・ウィーン氏が昨秋に90歳で大往生を遂げ、38年にわたり年始に発表してきた「びっくり10大予想」を読めないのは残念だ。ウィーン氏をしのびつつ、とんでも予想を考えてみたい。

ウクライナと中東ガザでの戦争継続で幕を開けた新年。目下の懸念は「(1)中東での地域紛争拡大」である。レバノンのヒズボラやイエメンのフーシ派の活動が活発化し、警戒は怠れない。その際には「(2)原油価格高騰・インフレ再燃と欧米の再利上げ」に直面し、早期利下げを織り込む市場の期待は裏切られる。

現状でも紅海での航行の自由が脅かされ、原油価格の上昇リスクは小さくない。日本は「(3)円安加速と日銀の早期利上げ」を迫られよう。

ウクライナと中東の情勢は欧米での政治動向にも左右される。西欧では難民・不法移民が急増し、6月の欧州議会選挙は極右政党躍進の可能性が高い。米大統領選の「(4)トランプ候補の再選」は相応の確率であり得るシナリオだ。

トランプ大統領が再び誕生すれば、ウクライナ支援が打ち切られ「(5)ロシア・ウクライナの停戦」も考えられる。停戦は西側民主主義陣営によるウクライナ支援の事実上の失敗である。気候変動問題への国際的な取り組みやESG（環境・社会・企業統治）投資は後退を迫られる。

もっとも、地球温暖化は着実に進む。地震も含めた「(6)自然災害」リスクは無視できない。酷暑に加え、生成AI（人工知能）ブームも大量の電気を消費する。「(7)電力危機」リスクもある。

経済停滞懸念が強まる中国。習近平（シー・ジンピン）国家主席が経済再生と対外関係安定を最優先することに期待したいが、国内の鬱憤のはけ口を海外に求めるリスクも残る。総統選挙後の台湾情勢次第では「(8)中国の台湾政策強硬化」にも留意が必要だ。

国内では政治資金問題が「(9)政治不安と政策停滞」につながる公算が大きい。財政規律が緩む中で、「(10)国債の格下げ」リスクもくすぶる。

かつて大銀行の頭取から「予想は（反対から読むと）嘘よ」とお聞きしたことがある。とんでも予想が現実化しないことを願いつつ、まさかの事態にも周到に備える新年としたい。

（倫敦塔）

2024/02/02 12:51

市職員「個人情報で回答できない」と返答、市議「バカにしているのか」... 2時間半も居座る

三重県の名張市議会は1日、議会運営委員会を開き、「木平秀喜議員が市職員に威圧的な言動をした」などとして、市議会に改善を求める北川裕之市長からの要望書への対応を協議した。細矢一宏議長は、6日に木平議員に文書で嚴重注意することを決めた。



市長からの要望書は昨年12月に提出され、これを受けた細矢議長は議運に対応を諮問。議運は担当課と木平議員にそれぞれ聞き取りを実施した。

細矢議長によると、木平議員は昨年12月の市議会一般質問を前に、住民から相談を受けた固定資産税に関する質問のため、市の担当課に出向いた。職員が「個人情報で回答できない」と返答すると「黙っとけ、しゃべるな。議員をなめとるんか」などと発言し、職員の前に約2時間半座り続けて他の業務ができない状態にしたという。

この日の議運では、多数の議員が嚴重注意の文面に同意。議運に同席した細矢議長は取材に

対し「議会として今後、ハラスメント防止研修などを実施していきたい」と述べた。

一方、木平議員は取材に「固定資産の課税誤りを指摘しようと事前にアポを入れ、質問書も送った。2時間半も納税者の問いに答えられない市の対応は不誠実だ。『バカにしているのか』と静かな声で言ったかもしれないが、どう喝には当たらず、何も悪いことはしていない」と話した。

行政財産の使用許可に係る法体系等について

平成 27 年 9 月 10 日 公共施設再配置推進課作成

1 地方公共団体の財産とその使用に係る法体系等

